

墨田区 融資のご案内

(令和7年度版)

◆ 相談・申込み ◆

場所 墨田区役所 14 階 経営支援課経営支援担当
(〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号)

曜日 月～金 (休・祝日、年末年始を除く)

時間 8:30～17:00
(ただし、セーフティネット保証認定申請については事前予約制)

電話 03-5608-6183



お問合せ・ご相談はお気軽に

中小企業融資あっせん制度は・・・

区内中小企業の皆さんが、経営の安定や向上を図るために必要な事業資金の融資を低利で受けられるよう、金融機関と東京信用保証協会の協力のもと、取扱金融機関に対して区が融資をあっせんする制度です。

融資の審査及び貸付は取扱金融機関がおこない、区は、貸付が決定した融資の利子補助や信用保証料補助（一部の資金を除く）をおこないます。

融資あっせんの基本条件（以下のすべての要件を満たす事業者）

- (1) 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること。
- (2) 区内に主たる事業所を有すること。
 - ・法人は本店登記地及び事業の実態が区内にあること。
 - ・個人は事業所住所・営業の本拠地及び事業の実態が区内にあること。
- (3) 区内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- (4) 特別区民税（法人は法人住民税）を滞納していないこと。個人事業主のうち区民でないものは、区民税事業所課税分を滞納していないこと。
- (5) 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- (6) 墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。
※資金の種類によって条件が異なる場合があります、詳しくは、本パンフレット3頁～6頁をご参照ください。

○事業の実態について

「事業の実態がある」とは、事業用の専有スペースが常時確保されており、その場所で事業を営んでいることを指します。契約形態や書類内容等を確認し、総合的に判断します。

(参考)

事業形態	融資あっせん	必要書類等
レンタルオフィス	対象（原則）	・法人の場合は登記簿謄本、個人事業主の場合は開業届 ・使用契約書や賃貸借契約書など(契約内容が具体的に記載されており、1年以上契約していることがわかる書類) ※チャレンジ支援資金は、契約後にお申し込みください。
シェアオフィス	対象外（原則）	事前相談が必要となります。詳しくは、経営支援課(☎03-5608-6183(直通))までお問い合わせください。
バーチャルオフィス	対象外	

○資金のつかいみち

◆運転資金

商品・原材料の仕入れ、買掛金・支払手形の返済、運賃等の支払、人件費の支払、家賃・礼金・更新料の支払 ほか

◆設備資金

店舗・工場・事務所等の新・増改築、土地・建物の購入、機械・器具・装置の購入、備品類の購入、車両の購入、保証金・敷金の支払 ほか

※車両の購入について

- ・商用車の購入については、新車・中古車問わず車両本体価格300万円が上限となります。ただし、トラック、タクシー、福祉車両や、貨物自動車として登録する車両を購入する場合は300万円超でもあっせんの対象となります。
またクリーンエネルギー自動車の購入については本パンフレット3頁「融資資金（二酸化炭素）」をご利用いただけます。
- ・クリーンエネルギー自動車の購入に際しては、事前に経営支援課(☎03-5608-6183(直通))までお問い合わせください。
- ・高級車、レジャー性の高い車種、スポーツカー等の華やかな車両、業務と無関係の装備(4WD、寒冷地仕様等)のある車両については、お申し込みできません。

○申込みできない業種

東京信用保証協会の保証対象外業種

- (例) 金融・保険業（一部を除く）、農業、林業、漁業、水産業等、風俗営業を行う事業（提供するサービスの内容による）

○対象とならない資金

納税、借入金の返済、赤字補填、生活資金、住宅資金、投機資金、既に支払い済みの購入代金 ほか

墨田区商工業融資を利用できる中小企業者とは

下表の資本金・従業員数のいずれかの条件を満たしている企業等です。
なお、「小規模企業資金」は中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者が利用できます。

業 種	資本金	従業員数	小規模企業者（従業員数）
製造業等（建設業・運送業・不動産業を含む）	3億円以下	300人以下	20人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	20人以下
旅行業	3億円以下	300人以下	20人以下
宿泊業（旅館業を除く）・娯楽業	5千万円以下	100人以下	20人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下	20人以下
医療を主たる事業とする法人	—	300人以下	20人以下 (個人の場合は5人以下)

※NPO法人は資本金の概念がないことから、従業員数が該当していればご利用いただけます。（ゴム製品製造業は300人以下、旅館業は100人以下、宿泊業・娯楽業は5人以下）

墨田区商工業融資を申し込むにあたって

- (1) 1企業あたり融資総額8,000万円まで併用ができます。（事業共同化資金を除く）
- (2) 融資（申込及び実行）額は10万円単位です。（公害防止資金・アスベスト対策資金は1万円単位）
※上記以外の額で融資実行となる場合、利子や信用保証料の補助は受けられません。
- (3) 既に融資利用中であっても、融資限度額の範囲内（借受中の残高含む）で新たに申し込むことができます。
- (4) 小規模企業特別融資（新規申込は終了）の損失補償者であって、債務を完済していない方は、新たに融資を申し込むことができません。
- (5) 信用保証料補助金の返還請求を受け返還していない方は、お申込みをお断りすることがあります。
- (6) 法人の場合は代表権のある取締役、個人の場合は事業を代表する方がお申込み下さい。

○墨田区からの補助について

◆利子の補助

お申し込みいただいた資金の種類により、その利子の全部又は一部を補助します。なお、約定に基づく返済が行われなくなった場合や、事業所が区外へ転出した場合には、利子の補助を停止又は中止することがあります。

◆信用保証料の補助

東京信用保証協会の保証制度を利用し、信用保証料補助対象の融資を受けた場合は、お支払いになった信用保証料の全額を補助します。

※繰上完済により保証協会から保証料の還付があった場合は、その還付された金額のうち、区の補助相当分を区へ返還していただきます。なお、経営安定資金を一本化した場合の保証料補助は、既存融資の繰上完済により返戻された保証料を差し引いた額を補助します。

※「小規模企業資金」は、一定の要件を満たすことで、都から保証料の2分の1が補助されます。

一本化について

「運転資金」「設備・環境改善資金（設備資金（二酸化炭素）は除く）」「経営安定資金」「小規模企業資金」をご利用中の方で、限度額の範囲内で追加融資を希望する場合、既存融資と一本化することができます。

申込要件

- (1) 対象資金の申込要件に該当すること。
- (2) 一本化する資金は、墨田区商工業融資の同一資金で元金を6か月以上約定返済を行っていて（経営安定資金は返済前でも可）、東京信用保証協会付であること。ただし、条件変更を行った資金については、区の要綱に基づいて返済期間の条件変更したもの以外は一本化できません。
- (3) 一本化する資金の借入希望額は、追加融資額と既存融資残額を加えた額とすること。（返済のみは不可）
- (4) 融資実行後、既存融資を繰上完済すること。
- (5) 借入希望金融機関は、一本化する資金と、同一金融機関かつ同一支店であること。
- (6) 融資限度額及び返済期間は、対象資金のとおり。ただし、据置期間は無しとする。（経営安定資金は据置可）
- (7) 東京信用保証協会の保証を付すこと。

必要書類

- (1) 対象資金の通常の申込書類及び添付書類
- (2) 墨田区商工業融資一本化依頼書・確認承諾書（経営安定資金は専用の一本化依頼書・確認承諾書）
- (3) 信用保証書の写し（信用保証協会の保証番号が記載されているもの）

資金の種類

資金名	資金 使途	申 込 み で き る 方
運転資金	運転	本パンフレット1頁に記載の融資あっせんの基本条件(1)～(6)の要件に該当すること。
設備・環境 改 善 資 金	設備	本パンフレット1頁に記載の融資あっせんの基本条件(1)～(6)の要件に該当すること。 ※区内で1年以上営業している自社工場(工場認可済)を、新築・増改築するために本資金を利用する場合に限り(2)の要件を除く。
設 備 資 金 (二酸化炭素)	設備	本パンフレット1頁に記載の融資あっせんの基本条件(1)～(6)の要件に該当すること。 ※省エネルギー診断に基づいて二酸化炭素削減に資する設備を導入すること。 ※クリーンエネルギー自動車の購入については、国が実施しているクリーンエネルギー自動車の導入補助金対象自動車(高級車、レジャー性の高い車種、華美な車両、業務と無関係の装備(4WD、寒冷地仕様等)のある車両を除く)を購入すること。 ※事前に経営支援課(☎03-5608-6183(直通))までお問い合わせください。
産業支援 資 金	設備 近代化 (設備)	本パンフレット1頁に記載の融資あっせんの基本条件(1)～(6)の要件のほか、次の要件に該当すること。 ①製造業を営んでいること。 ②対象設備は製造加工を行う機械であって新品であること。 ③対象設備の設置場所は、区内であること。
公害防止 資 金	設備	本パンフレット1頁に記載の融資あっせんの基本条件(1)(3)～(6)の要件のほか、次の要件に該当すること。 区内の事業所に公害防止設備を設置する必要が認められるもの。 ※対象となる設備や工事等に該当するか区環境保全課に事前にご相談ください。
アスベスト 対 策 資 金	設備	本パンフレット1頁に記載の融資あっせんの基本条件の(1)(3)～(6)の要件のほか、次の要件に該当すること。 区内の事業所にアスベスト(石綿)除去等の必要が認められるもの。 ※対象となるアスベスト対策に該当するか区環境保全課に事前にご相談ください。
事業共同化 資 金	運転 設備	本パンフレット1頁に記載の融資あっせんの基本条件(3)～(6)の要件のほか、次の要件に該当すること。 ①区内に主たる事務所を有する組合であること。 組合…中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に定める中小企業団体(信用協同組合を除く)、商店街振興組合法に基づく商店街振興組合、同連合会 ②組合員の過半数が中小企業者で区内に事業所を有すること。 ③当該資金以外を利用中でないこと。 ※ 借入期間が6年以内の場合、運転・設備の併用が可能です。

融資限度額	期 間	利率 (年利)	利子 補助	本人 負担	保証料 補 助	責任共有 制 度	保 証
1,500 万円	5 年以内 (据置 6 か月以内を 含む)	2.2%	1.0%	1.2%	無	対象	原則、 (1) 東京信用保証協会 (2) 連帯保証人 (3) 担保 のいずれか ※保証協会の保証を得る ために、連帯保証人や 担保を必要とする場合 があります。
3,000 万円 ※「設備資金」 (令和 2 年 3 月 末終了) の残 額を含む	9 年以内 (据置 12 か月以内 を含む) ※設備資金（二酸化 炭素）の場合、10 年以内（据置 12 か 月以内を含む）	2.2%	2.2%	0.0%	無	対象	
5,000 万円 ※「設備・環 境改善資金」 の残額を含む		2.2%	2.2%	0.0%	無	対象	
3,000 万円		2.2%	2.2%	0.0%	無	対象	
3,000 万円		2.2%	2.2%	0.0%	有	対象	
3,000 万円	10 年以内 (据置 12 か月以内 を含む)	2.2%	2.2%	0.0%	有	対象	
8,000 万円	6 年以内 (据置 6 か月以内を 含む) 設備のみの場合 10 年以内 (据置 12 か月以内 を含む)	2.2%	2.0%	0.2%	無	対象	

資金の種類

資金名	資金 使途	申 込 み で き る 方
経営安定 資 金	運 転	本パンフレット1頁に記載の融資あっせんの基本条件(1)～(6)の要件のほか、次の要件に該当すること。 中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証制度)第1～6号のうち、いずれかの認定を受けていること。
事 業 承 継 支 援 資 金	運 転 設 備	本パンフレット1頁に記載の融資あっせんの基本条件(1)～(6)の要件のほか、次の要件に該当すること。 ①3年以内に事業承継を予定している又は承継後5年を経過していない個人事業主、又は法人であること。 ②事業承継計画書・事業計画書(区所定書式)を作成し、すみだビジネスサポートセンターで内容確認を完了していること。 ※事前に要件確認が必要です。経営支援課(☎03-5608-6183(直通))までお問い合わせください。
M & A 資金	運 転 設 備	上記、事業承継支援資金の要件①に該当すること。また、M&A計画書・事業計画書(区所定書式)を作成し、すみだビジネスサポートセンターで内容確認を完了していること。 ※事前に借入希望金融機関へご相談ください。その後、金融機関の担当者から経営支援課へ要件確認が必要です。 <区内事業者> 本パンフレット1頁に記載の融資あっせんの基本条件(1)～(6)の要件に該当すること。 <区外事業者(承継する場合のみ)> ※承継後も区内に事業の実態を残すこと 本パンフレット1頁に記載の融資あっせん基本条件(1)(5)(6)の要件のほか、次の要件に該当すること。 ①都内に主たる事業所があり、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。(法人は本店登記及び事業の実態が都内にあること。個人は事業所所在地が都内にあること。) ②特別区民税(法人は法人都民税)を滞納していないこと。個人のうち区内に住所を有さない者にあつては、市区町村民税を滞納していないこと。
チャレンジ 支 援 資 金	運 転 設 備	<これから開業する方> 本パンフレット1頁に記載の融資あっせんの基本条件(1)(4)～(6)の要件のほか、次の要件に該当すること。 ①現在事業を営んでいない方が、新たに法人を設立し又は、個人事業主として墨田区内で開業すること。 法人：本店登記地及び事業の実態が区内にあること。 個人：主たる事業所所在地及び、事業の実態を区内に設けること。 ②許認可、資格等が必要な場合は、既に取得しているか、確実に得る見込みがあること。 ③創業計画書(区所定書式)を作成し、すみだビジネスサポートセンターで内容確認を完了していること。 <開業して1年未満の方> 本パンフレット1頁に記載の融資あっせんの基本条件(1)(2)(4)～(6)の要件のほか、次の要件に該当すること。 ①開業時に事業を営んでいない方により設立された法人又は、個人事業主であること。 ②許認可、資格等が必要な場合は、既に取得していること。 ③創業計画書(区所定書式)を作成し、すみだビジネスサポートセンターで内容確認を完了していること。 <開業から1年以上5年未満の方> 本パンフレット1頁に記載の融資あっせんの基本条件(1)(2)(4)～(6)の要件のほか、開業時に事業を営んでいない方により設立された法人又は、個人事業主であつて、開業してから5年未満であること。 ※特定非営利活動法人(NPO法人)はご利用いただけない場合があります。詳細は、東京信用保証協会(☎03-5608-2011)までお問合せください。
小 規 模 企業資金 〔全国統一 保証制度 対 応〕	運 転 設 備	本パンフレット1頁に記載の融資あっせんの基本条件(1)～(6)の要件のほか、国の全国統一保証制度である「小口零細企業保証制度」の要件に該当すること。 ①中小企業信用保険法第2条第3項第1～6号までに定める小規模企業者であること。 ②今回の申込額を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。 ※借入期間が5年以内の場合、運転・設備の併用が可能です。 ※特定非営利活動法人(NPO法人)はご利用いただけません。

融資限度額	期 間	利率 (年利)	利子 補助	本人 負担	保証料 補 助	責任共有 制 度	保 証
2,000 万円 (申込時の 残額を含む)	7 年以内 (据置 12 か月以内 を含む)	2.0%	1.8%	0.2%	有	対象 (5号認定 の場合)	原則、 (1) 東京信用保証協会 (2) 連帯保証人 (3) 担保 のいずれか ※保証協会の保証を得る ために、連帯保証人や 担保を必要とする場合 があります。
2,000 万円	7 年以内 (据置 12 か月以内 を含む)	2.0%	2.0%	0.0%	有	対象	
2,000 万円	7 年以内 (据置 12 か月以内 を含む)	2.0%	2.0%	0.0%	有	対象	
1,750 万円	7 年以内 (据置 12 か月以内 を含む)	2.0%	1.8%	0.2%	有	対象外 (原則)	東京信用保証協会
2,000 万円	5 年以内 (据置 6 か月以内を 含む) 設備のみの場合 9 年以内 (据置 12 か月以内 を含む)	2.0%	1.0%	1.0%	無 (都が半 額補助す る場合あ り)	対象外	

申込みに必要な書類

【共通書類】 ※その他必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

(1) 墨田区商工業融資申込書（区所定書式）※区 HP で出力可

(2) 法人の場合

①確定申告書及び決算書（イータックス（電子申告）による申告をしている場合は受信通知（メール詳細）があるもの）。
※決算後、6か月以上経過している場合は試算表も必要になることがあります。

②法人都民税の納税証明書の原本（都税事務所発行）※領収書は不可

(3) 個人の場合

①確定申告書控と 青色申告の場合→青色決算書 書面での申告をしている場合は2期分、イータックス（電子申告）
白色申告の場合→収支内訳書 による申告をしている場合は受信通知（メール詳細）があるもの。

②特別区民税の納税照合

上記（1）を記入後、区税務課税務係に提示し、納税照合を受けてください。納税照合には、本人確認書類（運転免許証や健康保険証等）が必要です。また、代理人の場合は代理人の本人確認書類と委任状が必要です。

※墨田区外に居住している方は納税照合が出来ない場合がありますので、事前に区税務課税務係へ確認をしてください。

(4) 見積書又は売買契約書（資金使途が設備資金の場合）

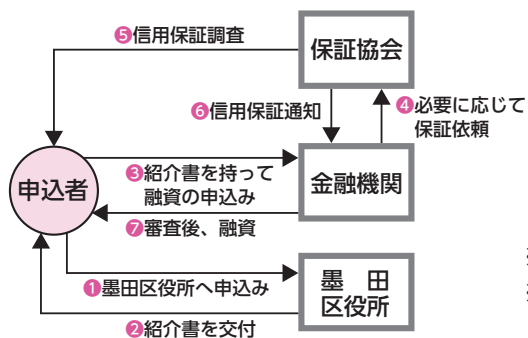
※具体的内容が記載され、有効期限内（有効期限がない場合は発行日から30日以内）のもの。また、宛名が適切であるもの（法人の場合は法人名、個人の場合は個人のフルネーム）。

※貨物自動車として登録するものについては、見積書等にその旨記載があるもの。（納車後に車両購入完了届及び自動車検査証の提出をお願いします。）

【個別書類】 ※その他必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

資金名	必要書類
設備資金（二酸化炭素）	・省エネルギー診断報告書、カタログ（クリーンエネルギー自動車を購入する場合）
産業支援資金	・カタログ
公害防止	・カタログ及び図面（案内図、見取り図、設計図）
アスベスト対策	・アスベスト分析結果及び図面（案内図、見取り図、設計図）
事業共同化	・資金運用計画書
経営安定	・セーフティネット保証認定書 ※本パンフレット8頁「セーフティネット保証制度について」参照
事業承継支援	・事業承継計画書・事業計画書（区所定書式にて作成し、すみだビジネスサポートセンターで内容確認を完了しているもの） ＜これから承継する方＞ ・登記簿謄本 ・承継予定者との関係がわかるもの（給与明細、住民票等） ＜承継後の方＞ ・登記簿謄本 ・開業届・廃業届
M & A 資金	・M & A 計画書・事業計画書（区所定書式にて作成し、すみだビジネスサポートセンターで内容確認を完了しているもの） ・登記簿謄本（個人の方は開業届） ・前年度市区町村民税の納税証明書の原本（区外の個人事業主のうち、区民ではない方）
チャレンジ支援	＜これから開業、又は開業して1年未満の方＞ ・創業計画書及び商工相談事前チェックシート（区所定書式にて作成し、すみだビジネスサポートセンターで内容確認を完了しているもの）※区 HP で出力可 ・登記簿謄本又は開業届（開業日の分かるもの）※個人事業を予定していて、これから開業する方は住民票 ・許認可、資格を必要とする事業の場合は、それらを証明する書類 ・申込者が区外居住の場合は、前年度市区町村民税の納税証明書の原本 ＜開業から1年以上5年未満の方＞ ・登記簿謄本又は開業届など。（開業日の分かるもの。）

○申込みから融資まで



※融資を受けるまでに3週間以上かかることがあります。

※金融機関等の審査により、融資金額の減額や、融資を受けられないことがあります。

○創業計画書等作成に関する相談

- ◆チャレンジ支援資金のご利用を予定している方は、区所定の書式により「創業計画書」を作成し、すみだビジネスサポートセンターで内容確認を完了している必要があります。
- ◆事業承継支援資金のご利用を予定している方は、区所定の書式により「事業承継計画書・事業計画書」を作成し、すみだビジネスサポートセンターで内容確認を完了している必要があります。
- ◆M&A資金のご利用を予定している方は、区所定の書式により「M&A計画書・事業計画書」を作成し、すみだビジネスサポートセンターで内容確認を完了している必要があります。

場 所	すみだビジネスサポートセンター (墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号)
曜 日	毎週月曜日から金曜日 (休・祝日、年末年始を除く) ※事前に予約が必要です
時 間	9:00～17:00
電 話	03-5608-6360



○東京信用保証協会について

信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づく公的金融機関として、中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受けるとき、保証人となって借入を容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する機関です。

○その他

- ◆あっせん利用利率は、金融情勢の変化に伴い、改定される場合があります。
- ◆東京都、日本政策金融公庫等でも各種融資制度があります。詳しくは、各機関のホームページをご確認いただくか、本パンフレット 10 頁の「その他の金融相談窓口」へ直接お問い合わせください。

セーフティネット保証制度

セーフティネット保証は、取引先企業等の倒産、災害、業界不振の影響等により、経営の安定に著しい支障をきたしている中小企業への資金供給の円滑化を図るために、信用保証協会が一般保証と別枠で保証を行う国の制度です。

当制度を利用するには、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項又は、同法第 2 条第 6 項の規定に基づき、経済産業大臣が指定する事由に該当していることについて区の認定を受ける必要があります。また、認定とは別に金融機関及び信用保証協会の審査があります。

※セーフティネット保証認定申請は事前予約制です。また、該当事由により必要書類が異なります。

詳しくは、経営支援課（電話番号 03-5608-6183（直通））までお問合せください。

○経営安定関連保証（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項）

- 1 号 大型倒産（再生手続開始申立等）の発生により影響を受けている中小企業者等
- 2 号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者等
- 3 号 特定地域の災害等により影響を受けている特定業種を営む中小企業者等
- 4 号 特定地域の災害等により影響を受けている中小企業者等
- 5 号 全国的に業況が悪化している業種に属する中小企業者等
- 6 号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者等
- 7 号 金融機関の合理化（支店の削減等）に伴う貸出抑制により影響を受けている中小企業者等
- 8 号 整理回収機構（RCC）に貸付債権が譲渡された再生可能な中小企業者等

○危機関連保証（中小企業信用保険法第 2 条第 6 項）

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい影響を受けている中小企業等

※指定案件等は随時異なります。詳細は中小企業庁のホームページをご覧ください。

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）への利子補助

東京商工会議所墨田支部の推薦にもとづき日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を利用する小規模事業者の方に、返済初回から 36 回目分まで支払った利子の 30%を補助します。

【小規模事業者経営改善資金（マル経融資）に関するお問い合わせ】

東京商工会議所墨田支部（墨田区江東橋 3-9-10 すみだ産業会館 9 階 電話 03-3635-4343）

墨田区商工業融資Q & A

Q 1 事業者が法人で、店舗、工場、又は倉庫が墨田区内にありますが、本店登記は墨田区外にあります。この場合は申込みの対象になりますか？

A 1 原則として対象外となります。
墨田区商工業融資あっせんの基本条件として、事業者が法人の場合、本店登記地及び事業の実態が墨田区内にあることが必要です。本店登記が墨田区外の場合及び本店登記が墨田区内にされていても事業の実態が墨田区内にない場合は墨田区制度融資の申込みの対象にはなりません。ただし、「設備・環境改善資金」「公害防止資金」「アスベスト対策資金」については対象となる場合があります。詳細は、本パンフレット3頁をご参照ください。

Q 2 前回の融資申込から1か月経過していませんが、再度添付書類を用意する必要はありますか？

A 2 お申込みの都度、書類一式が必要になります。

Q 3 他の金融機関からの融資や、メニューの違う融資を一本化することはできますか？

A 3 質問にある条件では融資の一本化をすることはできませんが、本パンフレット2頁に記載の要件を満たせば一本化することができます。

Q 4 設備取得のために売買契約を締結し、代金を支払いました。この支払代金は融資の対象になりますか？

A 4 既に支払済みの代金については、融資の対象にはなりません。融資実行後に代金をお支払いいただく必要があります。

Q 5 融資の申込から実行までどれくらいの日数がかかりますか？

A 5 お申込みの方の状況により差がありますが、紹介先の金融機関に持ち込んでから概ね3週間程度かかります。

Q 6 区が発行する紹介書に有効期限はありますか？

A 6 有効期限は発行日から30日で、金融機関の審査期間も含まれます。お早目に紹介先の金融機関に書類を渡してください。

Q 7 個人から法人になった事業者はチャレンジ支援資金を申し込むことはできますか？
できるとしたら必要書類は何ですか？

A 7 個人事業主として開業してから、通算で5年未満の場合申し込むことができます。申し込みの際に、個人事業主の開業届、廃業届及び法人の登記簿謄本などが必要になります。

Q 8 本人以外の者が融資あっせんの手続きをする場合、委任状は必要ですか？

A 8 必要ありません。なお、代理の方が手続きをする場合、申込内容の分かる方がお越しください。
※セーフティネットの認定申請や、区民税の納税照合については委任状が必要になります。

Q 9 商用車の購入について、見積書に記載されている車両本体価格は300万円以下ですが、オプションを付けて合計500万円になるような場合でも融資あっせんを受けることができますか？

A 9 区はあくまで車両本体価格で確認しますので、オプションを含めた合計金額が300万円を超えていても、車両本体価格が300万円以下であれば新車・中古車問わずあっせんのお申し込みが可能です。ただし、高級車、レジャー性の高い車種、スポーツカー等の華やかな車両、業務と無関係の装備(4WD、寒冷地仕様等)のある車両については、お申し込みできません。

主な関係機関案内図

墨田区役所

墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

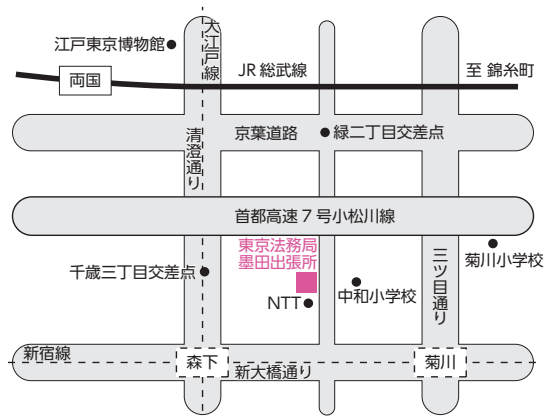
☎ 03-5608-6183（経営支援課経営支援担当）



東京法務局墨田出張所：登記簿謄本の取得等

墨田区菊川一丁目 17 番 13 号

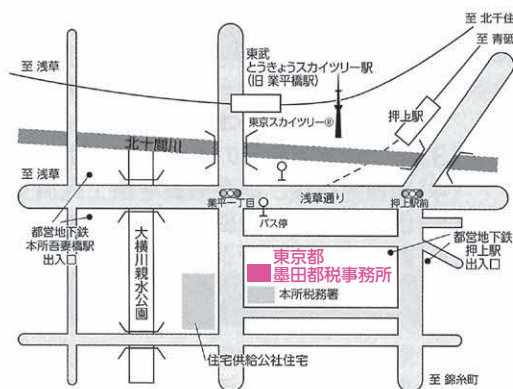
☎ 03-3631-1408



墨田都税事務所：法人住民税の納税証明書の取得等

墨田区業平一丁目 7 番 4 号

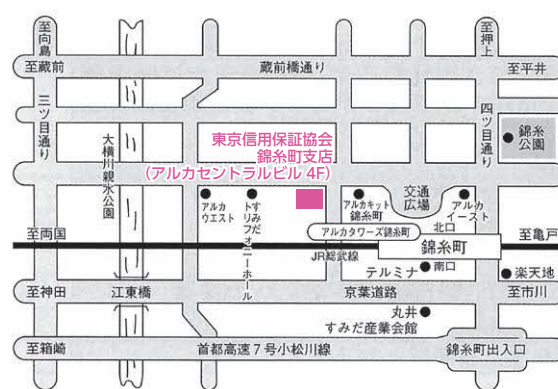
☎ 03-3625-5061



東京信用保証協会錦糸町支店

墨田区錦糸一丁目 2 番 1 号アルカセントラルビル 4 階

☎ 03-5608-2011



その他の金融相談窓口

相談窓口			所在地	電話番号	主な相談・業務内容	
東京都産業労働局金融部金融課			新宿区西新宿 2-8-1	03-5320-4877	東京都制度融資に関するお問い合わせ	
日本政策金融公庫	江東支店	国民生活事業	墨田区江東橋 3-7-8 日本生命錦糸町ビル	03-3631-8171	中小企業に対する事業資金の融資に関する相談	担当地区（※1）
	上野支店		台東区東上野 2-18-10 日本生命上野ビル	03-3835-1391		担当地区（※2）
	中小企業営業三事業	中小企業事業	千代田区大手町 1-9-4	03-3270-6801		墨田区全域
東京信用保証協会錦糸町支店			墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル 4 階	03-5608-2011	各保証等に関する相談	
東京商工会議所墨田支部			墨田区江東橋 3-9-10 すみだ産業会館 9 階	03-3635-4343	経営相談、窓口専門相談	

※1 石原・亀沢・菊川・錦糸・京島・江東橋・太平・立川・立花・千歳・業平・東墨田・文花・緑・八広・横川・両国

※2 吾妻橋・押上・墨田・堤通・東駒形・東向島・本所・向島・横綱

墨田区の商工業融資取扱金融機関(下記のいずれかの支店の口座を利用してお申込みください。)

金融機関名	支店名	所在地	電話
みずほ銀行	本 所	両国 4-31-11	6631-9542 法人営業 オフィス 千代田区神田 錦町 2-11
	押 上	業平 3-15-9	
	錦糸町	江東橋 4-26-5	
	亀 戸	江東区亀戸 1-39-10	
	雷 門	台東区浅草 1-1-15	
	浅 草	台東区浅草 1-1-15(雷門支店内)	
三菱 UFJ 銀行	錦糸町	江東橋 4-11-1	3634-2471
	本 所	両国 4-30-12 (本所中央支店内)	3631-5101
	押上駅前	業平 3-14-5(押上支店内)	3622-3191
	錦糸町駅前	江東橋 4-11-1 (錦糸町支店内)	3631-3041
	浅 草	台東区浅草 1-4-2	3843-7151
	向 島	業平 3-14-5 (押上支店内)	3622-2183
	押 上	業平 3-14-5	3622-2171
三井住友銀行	錦糸町	ご相談は 錦糸町法人エリアに ご連絡ください。 墨田区江東橋 4-19-4-4F	3635-0202
	浅 草		
	上 野		
	浅草橋		
りそな銀行	錦糸町	江東橋 2-12-8	3632-1211
	本 所	江東橋 2-12-8 (錦糸町支店内)	3634-1191
	亀 戸	江東区亀戸 2-27-7	3683-5511
	浅 草	台東区駒形 1-4-18	3844-4181
千 葉 銀 行	錦糸町	江東橋 2-13-7	3633-7011
きらぼし銀行	錦糸町	錦糸 3-2-1	3625-0750 城東支社
	吾 嬬	アルカイースト 8 階	
北 陸 銀 行	浅 草	台東区雷門 2-12-10	3843-4181
	上 野	台東区上野 5-1-1	3834-3701
東日本銀行	吾妻橋	吾妻橋 2-2-7	3625-4060
	立 花	江戸川区平井 4-11-4 (平井支店内)	3682-6661
	深 川	江東区千田 6-12	3644-0121
	東日本橋	千代田区神田富山町 2 (神田支店内)	3254-1321
東京スター銀行	上 野	台東区東上野 5-2-5 下谷ビル	5828-6801
東京ペイ信用金庫	城東営業部	江東区大島 4-7-1	3685-2311
朝日信用金庫	押 上	業平 3-5-8	3624-8241
	本 所	石原 1-41-8	3624-1411
	向 島	向島 3-23-8	3624-2411
	八 広	八広 2-46-8	3624-8241
	立 川	立川 1-4-10	3634-1211
	東向島	東向島 4-43-9	3624-2411
	猿 江	江東区猿江 1-18-2	3846-7881

金融機関名	支店名	所 在 地	電 話
さわやか信用金庫	東日本橋	中央区日本橋小伝馬町 14-4	3661-9751
東京シティ信用金庫	押 上	業平 2-17-9(仮店舗)	3625-3141
	菊 川	菊川 3-16-17	3633-1217
東京東信用金庫	本 店	東向島 2-36-10	3611-0131
	隅 田	墨田 3-41-12	3611-3177
	吾 嬬	京島 3-68-8	3611-414
	押 上	文花 1-7-4	3613-1241
	本 所	石原 4-18-5	3623-7111
	両 国	両国 4-35-9	3621-5611
	駒 形	東駒形 3-19-8	3624-0511
	錦糸町	石原 4-18-5(本所支店内)	3622-2131
	八 広	八広 1-32-7	3616-0181
	亀 戸	江東区亀戸 5-14-2	3683-2161
	住 吉	江東区住吉 1-15-14	3633-5551
	森下駅前	江東区森下 2-1-3	3631-3171
東栄信用金庫	亀 戸	江東区亀戸 3-46-17	3684-1111
小松川信用金庫	本 店	江戸川区平井 6-23-23	3617-1201
	中平井	江戸川区平井 6-23-23(本店内)	3617-1201
東京信用金庫	浅 草	台東区浅草 6-2-1	3874-4125
城北信用金庫	吾嬬町	八広 3-37-3	3613-1501
	墨 田	八広 3-37-3(吾嬬町支店内)	3613-1501
商工組合中央金庫	押 上	業平 3-10-8	3624-1161
文化産業信用組合	本 店	千代田区神田神保町 1-101	3292-2711
東信用組合	本 店	吾妻橋 1-5-3	3622-7151
	寺 島	東向島 6-26-9	3619-4021
	本 所	緑 2-14-8	3632-7141
江東信用組合	本 店	江東区住吉 2-6-8	3631-8187
	森 下	江東区森下 2-23-2	3634-3921
中ノ郷信用組合	本 店	東駒形 4-5-4	3622-6131
	寺 島	八広 1-21-12	3612-6118
	鐘ヶ淵	墨田 4-14-1	3616-3411
	石 原	石原 1-21-6	3621-1621
	立 花	立花 4-1-3	3617-3711
	大東京信用組合	押 上	業平 4-1-2
	浅 草	台東区雷門 2-17-14	3842-2011
第一勧業信用組合	墨 田	石原 4-24-5	3624-6241
	向 島	向島 3-16-4	3624-5721
	千田町	江東区千田 5-9	3615-6381

墨田区産業観光部経営支援課経営支援担当

130-8640 墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
電 話 : 03-5608-6183
F A X : 03-5608-6934



ひと、つながる。
墨田区

令和 7 年 10 月 1 日現在